

関市重要文化財の指定を希望される場合の、今後ご協力をお願いする内容やお手続きについて、ご案内します。 が、所有者様へのお願いや必要な手続きになります。

文化財がある場所を確認してください。

- ・ 絵画、彫刻（仏像など）、古文書などは、置いてある／片づけてある場所
- ・ 建物や史跡、動かせないものは、現地がどこか

調査日程を調整するため、連絡します。

- ・ 地域やジャンルごとにまとめて調査しますので、連絡するまでお時間をいただくことがあります。

調査します。第1段階。

- ・ 職員が、対象の文化財を見に行きます。

置いてあるところ、あるいは現地の案内と、立会いをお願いします。

- ・ 写真撮影や、大きさ、面積、内容などの記録を取ります。
- ・ 対象の状態や調査内容によっては、複数回伺うことがあります。

調査します。第2段階。

- ・ 記録をもとに、資料調査や専門家の意見を聴いて、関市の重要文化財に該当するかを検討します。（専門家を含めて再度見に行くことがあります）
- ・ 職員や専門家が、調書を作成します。

調査の結果

指定に該当する場合

申請書提出のご案内をします。

指定を希望する場合は、申請書を文化財保護センターへ提出してください。

提出いただいた申請書に、調書を添えて、センターから関市教育委員会に提出します。

指定に該当しない場合

文書・電話等でお知らせします。

申請

申請から指定まで

教育委員会に提出してから、指定までの流れ（3ヶ月～1年ほどかかります）

- ①教育委員会が文化財審議会に意見を求める（諮問）
- ②文化財審議会を開催し、審議する

審議の際に、文化財審議会の委員が文化財を見に行くことがあります。

- ③審議の結果を、文化財審議会が教育委員会に答える（答申）
- ④文化財審議会からの指定の答申を受けて、教育委員会が指定の告示をする
＝関市重要文化財に指定

指定

指定されると

- ・ 「指定書」を発行してお渡しします。保管をお願いします。
- ・ 文化財の公開・非公開は、所有者様の意向にお任せします。
- ・ 日常的な管理は、所有者様でお願いします。何かありましたら、センターへご相談ください。
 - ・ 所有者が変わったとき、所有者や文化財が移動したときは、届出が必要です。
 - 文化財の移動先が市外の場合は、関市重要文化財の指定は解除となります。
 - ・ 破損、被災などの場合も届出が必要です。
- ・ 文化財を修理するときには、補助金の制度があります。
（事業費10万円以上が対象。予算の範囲内で、補助率1/2以内。）
文化財の価値を保つ修理が必要ですので、修理の計画の段階でご相談ください。